

消費者行政に係る意思表示

横手市では、消費生活センターを設置し、消費生活上の困りごとについて相談に応じるほか、消費者被害を未然に防ぐための啓発や教育を目的とした講座を、地域の集まりに出向いて開催するなど、消費生活相談員を中心として様々な事業に取り組んでおります。

しかしながら、消費者トラブルは依然として増加しており、その内容も多様化・複雑化し、消費者を取り巻く環境は決して安心・安全とは言えない状況です。

また、市役所職員等を騙る還付金詐欺や、身に覚えのない架空請求ハガキ・架空請求メールなど高齢者を狙った特殊詐欺のほか、電話勧誘によるインターネット接続回線や電気契約のトラブル、また初回が安価で購入できるサプリメントなどの定期購入契約トラブルによる被害も発生しています。そのような被害の中には、家族や周囲の人々に相談できずにトラブルを一人で抱え込み、深刻な二次被害を招いてしまった事例も見られます。

このような現状を踏まえ、横手市では、これまで国の地方消費者行政活性化基金を活用し整備してきた消費生活相談体制を維持するとともに、消費生活センターの周知や消費者被害未然防止の啓発と教育により一層力を注ぎ、基金等活用期間経過後も、消費者行政の推進に取り組んでまいります。

令和2年1月8日

横手市長 高 橋 大